

質問の件名及び質問の要旨 (質問時間)	答弁を求める者
<p>1 学力の保障について (15分)</p> <p>不登校などの児童生徒が、通級教育を受けるアペルトでの勉強の中身は、基本は自学で、どうしても勉強は遅れがちになります。学力テストの結果の公表に話題が集中しましたが、成績が悪くても、追試であるとか補習などは、行われておりません。県大会出場などで公に休んだ場合でも、授業の補習などは行われません。</p> <p>そこには、学校に通わせようという取り組みはありますが、学力を保障するという姿勢を感じません。学習指導要領には、義務教育として受けるべき一定の水準は掲げられておりますが、受けた際の習熟度は問われていないように思われます。</p> <p>学力を保障するという考えがあれば、学力が基準まで達していない児童生徒には、補習を受ける義務を課すこともできますし、また、その為にボランティア等の活用による学習支援などにももっと積極的に取り組む事になると考えます。</p> <p>(1) 教室には通えなくても通級教室なら通える児童生徒には、学習指導要領が求める一定の基準の教育は受けられていますか。</p> <p>(2) 児童生徒の学力については、どこまで保障されていますか。</p> <p>(3) 静岡県裾野市では「学力向上ボランティア」事業により、教員OBや大学生による学習支援を行っております。もっと担い手のすそ野を広げ、また、習熟の基準など設けて、児童生徒の学力の保障をするという考えはありませんか。</p>	<p>教育委員会委員長</p>
<p>2 運転免許更新の為の高齢者講習について (15分)</p> <p>運転免許更新時の講習制度は、安全意識や知識の向上により交通事故の防止を図るもので、更新時運転者全員に義務付けられております。</p> <p>高齢者講習は、70歳以上の場合に受講の義務があり、75歳以上ですと、さらに講習予備検査(認知機能検査)を受けなければなりません。有効期限満了日の6か月前から受講できますし、対象者にはお知らせも送付されます。</p> <p>しかし、多くの場合、交通安全協会からの1か月前の免許更新のお知らせがきてから、講習の申し込みをされており、最近では、高齢者数の増加により、3か月程度の待ちが生じていて、免許更新に支障をきたす状況となっております。</p> <p>研修自体、実際に車に乗る運転指導が必要であり、近くでは、鶴ヶ島教習所や坂戸教習所で基本、月曜日を除く平日に午前、午後それぞれ6名しか受講できない状況です。差し迫った場合、公安委員会では、比較的規模の大きいふじみ野市のセイコーモータースクールなど他地域での受講を勧めるそうです。</p>	<p>市長</p>

質問の件名及び質問の要旨 (質問時間)	答弁を求める者
<p>(1) 鶴ヶ島市の現状の掌握について</p> <p>(2) 市としての対策について</p> <p>3 公園の貸出しの適正化について (15分)</p> <p>かつて、CTTサッカースクールというところが、鶴ヶ島市内のグラウンドのある公園を利用して、サッカー教室を開いており、そこに参加した保護者からは、6500円の月謝だったが、公園を利用しているからか練習の中止や変更が多かったと伺いました。ネットで調べますと、株式会社ということで、本来、市の公園は使えないものと考えます。</p> <p>また、最近、脚折近隣公園で、同様に、小さなサッカーゴールや投光器など持ち込みサッカー教室を開いている団体があり、伺ったところ「市から正式に借りている」という事でした。その団体が、CTTサッカースクールかは確認できませんでしたが、公園で普通に遊んでいる子どもとのトラブルも発生しており、誰の為の公園か、公園の貸出しについて、今一度整理が必要と考え質問致します。</p> <p>市としては、公民館など公共施設の貸出しは、基本有料化をしており、講師を呼んで、月謝を取るような私塾的な利用は認めておりません。団体登録をした上で、目的外利用として、正規の4倍の費用を払えば認めてもらえる場合があります。</p> <p>片や、公園施設は、運動公園のメイン、サブ、多目的B以外は無料であり、目的外利用は認められないのではないのでしょうか。</p> <p>(1) 教育委員会の市民スポーツ課、市長部局の都市施設保全プロジェクトチームそれぞれの公園のグラウンドの貸出しのルールについて。また、その連携は</p> <p>(2) サッカースクール開催団体への貸出しの状況について</p> <p>(3) 公園のグラウンド利用について、貸出しの範囲の明確化、利用時間が守られているかの確認、貸し出す団体のチェックや聞き取りの実施など適正化を図る必要がありませんか。</p>	<p>市長 教育委員会委員長</p>
<p>4 マイナンバー導入での個人カードの活用について (15分)</p> <p>平成27年10月のマイナンバーの通知、平成28年1月から個人番号カードの活用がスタート。どこかに、個人情報に蓄積されてしまうような間違った認識による批判も散見されますが、日本のマイナンバー制度は、韓国等とは違う分散型で、それぞれの市町村や官庁などにある情報は、そのまま保管、それぞれを番号で結びつけるもので、システムの複雑さはあるものの、より個人情報に配慮し、今後の社会基盤となるものです。</p> <p>個人番号カードは、住基カードと違い、公的個人認証が標準装備で、マイナンバー自体の活用は、法律でかなり制限されていますが、ICの空き</p>	<p>市長</p>

質問の件名及び質問の要旨 (質問時間)	答弁を求める者
<p>容量や公的個人認証を使った活用は民間にも開かれています。</p> <p>住基ネットの評価を住基カードの発行枚数で判断する向きがあるように、今後、所得情報の添付が不要になるなど、利便性が増すとしても、カード発行部数により、その価値がいたずらに過小評価されてしまうことを懸念します。</p> <p>(1) まず、権より始めろということで、市役所職員の身分証や、印刷機などの利用のカードを個人カードに統一して、全職員が持つようにするべきではないでしょうか</p> <p>(2) 以前提案した時には、導入にはコスト面の課題など指摘されていたコンビニでの証明書発行の実施について</p> <p>(3) 公的個人認証を活用した、また、ICの空き容量を活用した取り組みについて</p>	